

令和元年5月27日現在

機関番号：22604

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K03781

研究課題名(和文) ナチス・ドイツの戦時経済体制と流通・価格システム

研究課題名(英文) The study of the system of the distribution of commodities and the price control in German war economy under the National Socialism.

研究代表者

柳澤 治 (Yanagisawa, Osamu)

首都大学東京・経営学研究科・客員教授

研究者番号：00062159

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円

研究成果の概要(和文)：ナチス・ドイツの戦時経済体制の下で商品流通・価格システムは、資本主義的な性格を維持しつつ、国家的に統制された。ライヒ取引統制所を中心とする流通システムは経済集団体制と一体となって配給体制を展開し、他方消費財取引を担う小売商業は経営閉鎖政策の対象とされた。価格システムもライヒ価格形成監理官によって統制され、国家的・公的発注品を中心に原価計算制と適正利潤の観点で商品価格の基準に設定された。上記の成果の一部は柳澤治著『ナチス・ドイツと中間層』(日本経済評論社、2017年)ほかに発表された。

研究成果の学術的意義や社会的意義

ナチス・ドイツの経済体制は営利原則を否定し、反資本主義的であったとする見方に対して、本研究はナチス的戦時体制の下で流通・価格システムが国家的に統制されながらも、中小商工業を土台にした資本主義を基盤にして展開されたことを、また利潤原理は制度的に認められ、商品価格は生産コスト+適度な利潤の原則が基準とされたことを明らかにした。

研究成果の概要(英文)：This study examined the system of the distribution of commodities from the Four Year Plan to the end of the Second World War in Germany under the National Socialism. The trade control centers, named the Reichsstellen based on the decree of August 1939, played the important role for the control of the trade of various commodities, especially raw materials and agrarian products. The task of the Reichsstelle is to carry out rationing system, which was supported by the Economic Groups of Enterprise. The trades of the consumers' goods were carried out by small and medium-sized retailers and craftsmen. Under the war economy they were compelled to offer their labour powers to the military and munitions factories. They were often compulsorily liquidated. Their protest against the rationalization policy by the government was supported by the leaders of S.S., who regarded the Middle Class as the social base for the Nazi regime as indispensable.

研究分野：経済史

キーワード：ナチス・ドイツ 流通システム 価格政策 戦時体制 小売業

1. 研究開始当初の背景

ヒトラー・ナチス党による全体主義的な経済体制、とりわけその戦時経済体制と資本主義との関係は、ドイツ経済史、さらにはヨーロッパ現代経済史の最重要課題のひとつである。ナチス・ドイツの全体主義は、しばしば反資本主義的とみなされてきたことに対して、本研究者は、科学研究費助成金・研究課題「ナチス・ドイツの戦時経済体制に関する経済史的研究」(2013[平成 25]年 2015[平成 27]年)の助成に支えられて、ナチス・ドイツの戦時経済体制が資本主義的企業を前提にし、それを組織化する形で作り出されたそのメカニズムを明らかにした。柳澤治著『ナチス・ドイツと資本主義』(日本経済評論社、2013年[平成 25]年)はその成果の一つであった。以上の研究によって、ナチス戦争準備・戦時経済体制の内部的な機構と政策過程の動態との立体的な関係については明確になったのであるが、しかしその機構の動態的過程を支え、促進する市場経済の全体的メカニズム、とりわけ各産業部門・企業の生産過程とその相互関係また最終消費者との関係を媒介する、各種生産財・消費財の取引流通機構と、そこでの商品価格・利潤の方式に関しては個別の研究を必要とすることが判明した。以上の経緯を踏まえて新たな課題として「ナチス・ドイツの戦時経済体制と流通・価格システム」を計画し、科学研究費の助成を得て研究を実施した。

2. 研究の目的

(1)ヒトラー・ナチス党による全体主義的な経済統制は、資本主義的市場経済を前提にして具体化された。本研究は、ナチス体制を特徴づける戦争準備・戦時体制の下で展開される市場経済に対するこの国家的統制に注目し、①商品の流通・取引機構と、商品価格システムの両側面を取上げ、①では原材料・製品の取引に関わる国家的統制機関(Reichsstelle) 経済集団・カルテル-個別企業のシステムと、それを媒介する卸商業・小売商業の役割を分析し、の価格システムに関しては国家的価格統制機関であるライヒ価格形成監理官とその価格統制(価格ストップ令 均一価格制)、それに対する経済集団と個別企業の対応(原価計算・簿記の採用など)、その中で具体化されるナチス特有の利潤原則のあり方を解明することを目的に設定した。

3. 研究の方法

(1)研究目的の①の原材料・製品の取引機構の解明のために、国家的取引統制機関、ライヒ取引統制所(Reichsstelle)と四カ年計画期の監視・統制機関との関係、戦時期における当該機関の活動と経済集団との関係および個別企業への配給体制を分析した。国家的取引機関に関する上記の分析のためにドイツに出張し、ベルリンの連邦文書館の Reichsstelle 関係の史料を調査し、その分析を通じてこの取引統制機関が経済集団と密接な関係にあること、経済集団等による各部門の産出量と、原材料・製品必要量の計算、上記国家機関によるそれらの統括、個別企業への配分計画などが解明された。

(2)上記(1)の計画の後半部分である流通過程の担当者、卸売業者と小売業者の活動とその変質については、とくに小売業者の実態と配給制度の下での機能転化、さらにはスーパーア体制の労働政策と関連した小売業経営閉鎖に関して考察し、中小の商工業者を社会的基盤としてきたナチス体制の動揺を解明した。この問題に関してもミュンヘンやベルリンの文書館史料の調査を必要とした。

(3)研究目的の(2)に関しては、ミュンヘンの現代史研究所においてライヒ価格形成監理官の公的文書、Mitteilungsblatt des Reichskommissars für die Preisbildung の分析を進めるとともに、同市のバイエルン州立図書館において、[コスト+適正利潤]を軸にしたナチスの価格原理の觀念の歴史的形成に関して、19世紀ドイツにおける古典派経済学の文献を調査した。

4. 研究成果

(1)ナチス・ドイツの戦時経済の流通機構の柱となったのはライヒ取引統制所(Reichsstelle)であった。本研究はとくに国民の日常生活に関連する分野に焦点を合わせ、重要な消費財ないしサービスの再生産に不可欠な原材料・製品に関する国家的な統制システムの具体的な在り方について検討した。その結果この国家的統制機関が、特定品目(たとえば靴)の推定生産量(製靴工業

の操業経営数、製品たる靴の種類別総数)とそのための原材料(皮革)の必要量を把握するとともに、他方で原材料生産部門(皮革生産部門)の生産推定量を把握し、それぞれを調整して国民経済的な連関をつくり出そうとしていたことが判明した。これを支えたのが部門ごとに編成されたライヒ経済集団とライヒ手工業集団であった。日常的なサービス部門の事例として理容業を取上げると、ライヒ取引統制所は一方ではライヒ理容業手工業集団(サービス数/洗剤の必要数に関する数値の報告)と、他方では理髪用洗剤生産企業(生産量の報告)の専門集団「石鹼、洗剤等」と連絡を取って調整を行った。つまりライヒ取引統制所は単なる流通過程の統制に止らず、各種手工業・生産部門の企業の組織体である「集団」と連携しながら国民経済の産業諸部門の生産とその相互的関連をも統制する国の最重要機関であったことが明らかになった。

(2)戦時経済体制の下で国民の日常生活に必要な消費財、とくに衣食住に関わる商品・サービスの流通は最も重要な課題となる。それを担ったのが中小規模の小売業と、製パン・精肉等各種手工業であった。戦時経済は、軍隊への徴兵、軍需工場への徴用によってこのような小規模な経営から労働力を国家的に吸収し、さらには経営の強制的な閉鎖政策によって労働力を強制的に動員しようとした。流通過程の基礎を担う小売業・手工業の閉鎖・縮小が進む中で切符制に基づく配給制度が実施された。その背景には軍需相シュペーアに主導された総力戦体制の構築政策があった。このような政策の下で日用品商業の従来型の流通システムは重大な転換を迫られることになる。

(3)中小の商工業者はじめドイツの中間層は、全体主義的なヒトラー・ナチス体制を支える最も重要な社会的基盤でもあった。彼らの利害はその組織体である経済集団や会議所あるいは同業組合に代表されていた。かれらはそれらを足場にして政府の経営閉鎖政策の実施に抵抗した。商業集団の指導者に就任した親衛隊のハイラーやオーレンドルフは、それらの動向を背景にしてシュペーアらの総力戦政策に対して、中小商業の存続、中間層の維持の観点を打ち出し、経営閉鎖政策の続行を抑止することに成功した。ナチズムの基本方針であった「中間層の維持と創出」の原則は戦時経済体制の下でも辛うじて維持された。しかし中小商工業者たちは、軍隊への徴兵や軍需工業への徴用による基幹労働力の経営からの離脱、空襲と罹災、疎開、原材料の不足・商品不足など戦争体制そのものによって生ずる諸困難によって経営の存続自体が危機的となる状況に追い込まれていた。そのような戦争体制を追求するヒトラー・ナチス体制に対する彼らの疑問や反発は潜在的に深まることになり、全体主義の社会的基盤は根底から動揺することになったのである。

(4)商品流通と密接に関係するナチス体制の価格システムは、競争調整政策と結びついて、一方ではカルテル規制、他方では過当競争抑制と関連しつつ、市場価格に対する統制政策として展開した。ライヒ取引統制所体制の前身の監視機関の始まりと軌を一にして、価格統制機関である価格形成監理官体制が四力年計画の下で発足した。1936年11月価格引上げ禁止令が出され、また軍需部門はじめ国家的ないし公的な発注の分野においては、1938年に公的発注品の価格算定の軌範が公にされた。1939年の原価計算総則はそれらと密接に関連した。その中で商品価格の算定の基準となったのは原価計算であり、それは諸経費+企業者報酬を軸に計算された。ナチズムは過大な利潤=暴利を攻撃したが、利潤原理は否定せず、ナチスを「反資本主義」・「反営利」とする見方は正しくないことがわかる。利潤は慣行的な利子相当分、資本投資に対する危険補償、さらに業績付加金(特別利潤)を含むものが適正とされ、カルテル的高利潤と投げ売りの低利潤が抑制された。本研究はナチスの価格政策のこの基準がアダム・スミスはじめイギリス古典学派の生産価格論に酷似していることを重視し、ナチス価格政策の特質の解明のために、そもそもドイツにおいてこのような古典学派的な生産価格・利潤観念がどのように形成さ

れたかというより立入った問題の検討を試みることになった。その成果である「産業革命開始期における生産価格・利潤認識 ドイツ初期古典派のばあい」(仮題)は機会を見て何らかの形で公にしたいと計画している。

(5)本研究の成果の一つである柳澤治著『ナチス・ドイツと中間層』の国内における評価に関して。いくつかの学術雑誌において、ナチス・ドイツを研究する専門的研究者による書評が公にされており、その中で本書の問題点の指摘とともに、積極的な学術的評価が与えられていることは今後の研究を進める上で有益である。すなわち『歴史と経済』2017年、237号(山井敏章)、『社会経済史学』2018年、84巻1号(鎗田英三)、『西洋史学』2018年、266号(藤原辰史)、『大原社会問題研究所雑誌』2018年、717号(芝健介)などである。とりわけナチス研究の最先端を担う芝健介氏による「読書ノート」としての重厚な論評は、本研究を詳細に意義付けており、ナチス研究のこれからの学術的進展のために重要な意味を備えていると思われる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 1 件)

①柳澤治、ナチス期ドイツの小売業と中間層の立場、政経論叢、査読有、85巻1・2号、2016、55 - 130

〔学会発表〕(計 0 件)

〔図書〕(計 1 件)

①柳澤治、日本経済評論社、ナチス・ドイツと中間層、2017、x + 388

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年：
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号(8桁)：

(2)研究協力者
研究協力者氏名：
ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。